

## 利益相反管理方針

### 《方針》

弊社は、損害保険代理業と自動車修理業を兼業するにあたり、利益相反の可能性を適切に管理し、お客様の利益を守ることで、お客様本位の業務運営を確保してまいります。

なお、弊社の自動車修理業は、保険金の使途となる財・サービスを提供する事業「保険金関連事業」に該当します。そのため、弊社では利益相反管理方針を策定し、従業員への周知を徹底するとともに、業務の提供にあたっては、お客様との間に利益相反が生じないかを確認することとしています。

### 《定義》

利益相反管理対象取引とは、保険募集において、当社が自社の利益を得るために、お客様（自社扱いの保険契約者）の利益を損なうおそれのある取引を指します。

### 《利益相反管理対象取引》

- お客様と弊社との利害が対立する取引
- お客様と他のお客さまの利害が対立する取引
- お客様から入手した情報を不当に利用して、弊社または他のお客さまが利益を得る取引

### 《利益相反管理対象取引の例》

- お客様の保険金請求に関して、不当に修理費を上乗せして売り上げを増大させる取引
- 車両販売の成約を優先し、お客様に過度な保険加入を促す行為
- お客様のご意向に合致しないことを知りながら、お客様を手数料の高い保険会社（保険商品）に誘導する募集行為

### 《利益相反管理対象取引の管理》

弊社は、利益相反管理対象取引を適切に管理します。  
該当取引と判断する場合は、以下の措置を講じます。

- 利益相反管理対象取引の中止、情報の遮断
- 取引条件または方法の変更
- お客様への情報開示と同意取得
- その他、利益相反状態を解消するための措置

### 《管理体制》

- 弊社は専務取締役を管理責任者とし、利益相反管理の実効性を担保します。
- 管理対象取引に携わる社員に対して、教育・研修を定期的を実施します。
- 本方針をお客様の求めに応じて開示し、業務運営の透明性を確保します。

2026年3月30日  
岡山トヨペット株式会社  
代表取締役社長 末長 一範